

水道使用者変更届 (相続・贈与)

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

下記給水装置について、水道使用者変更を届け出ます。

なお、水道料金等については、下記の支払方法により、納入期限までに支払います。

水道番号		から		まで
届出人 (新使用者)	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ 電話		
変更の理由	1 相続 2 贈与	変更期日	年 月 日	
給水装置設置場所	前橋市			
料金等の 支払方法	現在	1 口座振替 2 納入通知書払		
	変更後	1 口座継続 2 納入通知書払 3 口座変更 (別途口座振替申込書記入要)		
旧使用者	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ 電話		

納入通知書等の送付先が、届出人住所等と異なる場合、ご記入ください。

送付先	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ 電話		

届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。

持参人	届出人との関係 ()			
	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ 電話		

(注) 1 本届出書の届出人を以後当該水道の使用者としてお取り扱いをいたします。

当該給水装置設置場所に下水道が接続されている場合は、同時に届け出されたものとして取り扱いをいたします。

2 水道使用者等が給水条例に違反する場合は、条例に基づき給水の停止若しくは切離しを行う場合があります。

3 相続の場合、被相続者からの口座継続はできません。

4 水道使用者変更届を出された場合、前使用者の料金等は精算されずに新使用者へ引き継がれます。

受付		処理	
	月 日		月 日